

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第14回）

平成22年3月17日（水）

午後1時30分～4時30分

京都ガーデンパレス「祇園」

○座長

議題は、意見交換が3件、それから報告事項が2件ということになっております。例年のように、京都府は報告が非常に充実していますので、それぞれの部からの説明時間をできるだけ簡潔にさせていただいて、多少とも委員の方で質問ができる時間をおとりいただけたらと思います。

それでは、まず全体の問題、議事次第にありますように、新しい京都府人権教育・啓発推進計画、平成22年度の実施方針について、御説明いただきます。

○事務局

それでは、新京都府人権教育・啓発推進計画の平成22年度の実施方針につきまして、御説明を申し上げます。

資料番号1をご覧ください。1枚めくっていただきますと、そこから策定の趣旨から以下、実施方針につきまして記述をしておりますけれども、特に、平成21年度からの変更点を中心にしまして御説明をしたいと思います。この中で下線を引いております部分の変更点ということで、それに沿って御説明をさせていただきたいと思います。

まず策定の趣旨ですけれども、このところについては、趣旨そのものの変更はございません。改めて22年度の方針ということで年度の変更をしているのみです。

それから、第2の平成21年度における人権をめぐる状況、こちらにつきましては、特にこの1年の動向を踏まえまして大幅に変更をしています。

まず組み立てとしましては、世界の状況、そして日本国内の状況、それから京都府内の状況という形をとっています。最初に国際状況ということで、ここに書かれていますように、国際連合において第1フェーズが2009年に終了して、2010年から第2フェーズに移行をしたという状況があります。これについての記述をしています。

それから、同じく国連の関係ですが、女性差別撤廃委員会、こちらの方に、日本政府の第6回報告がなされ、これを受けまして最終見解が採択、公表されたという状況です。

国内におきましては、法律の制定、施行ということで、ハンセン病問題基本法、それから青

少年インターネット環境整備法が施行されましたし、子ども・若者育成支援推進法が成立をしたという状況です。京都府におきましても、このユニバーサルデザインの推進指針、この懇話会でも御報告をいたしましたけれども、昨年8月に策定されました。

国内におきましても、まだまだこういう配偶者暴力ですとか児童虐待、インターネットを利用した人権侵犯とかが非常にまだ根強く残っているという状況、また、経済状況も非常に厳しいということで、労働者にかかわる問題も非常に申告な状況にあるということも踏まえまして、ここに記述をさせていただいています。

京都府内におきましては、この後、報告いたしますが自殺ストップセンターを昨年10月に設置をしていますし、戸籍等の不正取得事案に関しましては、市町村におきまして本人通知が浸透してきているという、こういう取組が進んでいる状況があります。

一方で取組が進んでおりますけれども、まだまだ同和問題や在日外国人に対する差別事象ですとか、性同一性障害者への中傷など、こういった問題事象がまだまだ発生をしております。こういうところにつきまして、21年度の状況ということで変更、追加しています。

以下、21年度の状況というのは、20年度からあまり変更はないという部分は同じような記述をしているということになります。

2ページを見ていただきますと、第3としまして、平成22年度の実施方針。少し全体のところを多く下線を引いておりますけれども、ここは少し振り返った部分が入ったということで、記述方法を少し改めています。

この人権教育・啓発の施策というのが、この推進計画を策定して6年目を迎える時期にありますので、これまでの取組というものを振り返った記述になっています。今御説明をしております実施方針ですとか、これから報告いたします実施計画、あるいはその状況というのを策定して、行政の視点だけではなくて、助言、指導をいただけるような、こういう懇話会から評価あるいは点検をいただきながら実施をしてきました。それによりまして、府のさまざまな部局での取組というのが非常に広がりを持って充実をしてきたというところを記述しています。と、はいうものの、人権教育・啓発というのがやはり内心にかかわる問題であるということがありまして、数値的な目標による検証が非常に難しいということで、まだまだこのあたりにつきましては、一層工夫をして取り組まなければならない必要性を、改めて記述しています。

さらには、昨年8月にユニバーサルデザインの推進指針が策定されていますので、これも府庁を挙げまして、施策推進の基本指針としてまず進めていく重要性をここで述べていることとなります。

以下につきましては、これまでと同様の状況ということで変更をしているわけではないんですけれども、3ページ目の頭のところで、21年度の動きでも少し申し上げましたけれども、今年1月から、人権教育のための世界計画、第2フェーズに移行をしております。これによりまして、公務員等の人権教育が重点的に取り上げられることになったという状況です。これまでから府職員ですとか、教職員などの人権研修につきましては、この計画の柱としても取り上げてきていますので、また引き続き、そういう効果も検証しつつ進めていくということでまとめています。

それから、個別の重点事項の部分になりますけれども、こちらの方は大きく変更したところはあまりありません。最初のくぐりのところで下線を引いておりますけれども、まず、「みんなで築こう いのち輝く 人権の世紀ー考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心ー。これは国の重点事項の記載に合わせまして少し変更をしています。最初に四角く囲ってあるところの言い回しにつきましても、国、法務省になりますけれども、重点事項の記載に合わせて言い方を変えているので、趣旨そのものが大きく変わるものではありません。

あとの個別のところにつきましては、表現に少し統一感を持たせるような形に改めている部分が幾つかあります。

二つ目の丸、「同和問題の解決を目指そう」というところでは、今なお発生しているという形にしておりますが、ここも表現を整えたという意味です。問題も起きているところを発生しているという表現に合わせている部分です。

以下、結びの言葉のところで下線を幾つか引いておりますけれども、その部分につきましても、表現を統一するところで改めていく部分ですので、説明は省略をさせていただきます。

今回の実施方針の中には記載がありませんが、21年度までは、推進体制につきましても最後に記述をしていました。その部分につきましては、既に同じ枠組みで進めてきておりますし、連携も進んできているので、特に記述をするまでもないということですので削除をさせていただいています。変更点のところを中心に御報告をさせていただきました。

以上でございます。

○座長

ありがとうございました。今の全般的な御説明について、もし委員の方で何か御意見、コメント、あるいは御質問がございましたらお願いします。

○委員

意見の前の質問ですけれど、ご存知の方があつたら教えてください。総論的にいろいろな人権問題というのが述べられておりますので、非常に簡潔でこのとおりだと思うのですが、この中で、いわゆる人権の立場からずっと探究される方と、私どもの場合は、正直申し上げて、医療サイドの現場の中で人権に大きくかかわるといふことしかなかかなか見えてこないということで、大変申しわけないのですが、そのうちの一つに、障がい者の権利条約ということが進んでいる中で、日本も批准をするのか、しないのかという段階に入っているという認識があります。こういうのは、どこでだれがどういうプロセスで議論されたり、決まっていくのか。京都府にお聞きすることではないとも思うのですが、ご存知の方がおられましたら現在の進んでいる状況と、そのあたりの物事が決まっていく仕組みがどういうふうになっているのか教えていただければありがたいというのが、ここの総論の部分の質問です。

○座長

ありがとうございました。どうぞ。

○委員

今の委員の質問にも関連するかと思いますが、昨年も申し上げましたが、障害者権利条約の批准が求められているという中で、まだそれが具体的になっていないから、ここに書き込むにはまだ時期尚早というような回答があつたように思います。ところが御承知のとおり、昨年9月の政権交代で、新政府は今の質問にありました権利条約の早期批准を目指すと、それに伴う諸制度を整備していくということを表明しました。

今の委員の質問に少し関連しますと、この1月から障がい者制度改革推進会議が内閣府でスタートしまして、この権利条約の批准に向けた制度全体を今見直す作業が始まっています。その中で、例えば障害者基本法の問題ですとか、障害者差別禁止法ですとか虐待防止法、あるいは所得とか生活全般のさまざまな部分についての議論を進めて、この8月までに一定の基本方針を出すということで、部会をあわせて立ち上げて議論が来月から始まるというようなことを聞いているところですが、こういう状況の中で、障害者権利条約については、今、世界で80カ国を数える批准国がある中で、日本はまだこれから先、早くても三、四年はかかりそうです。ですから福祉の中負担という言われ方をしていますが、この部分については、非常に後進国になってきていると思います。

ぜひこの障害者権利条約をこの人権の状況の中に加えていただく必要があるかなということが1点と、障害者差別禁止法も具体的に今検討に入っていますので、これも前に申しあげましたが、国内で千葉県などが障害者差別禁止条例をつくってしまっていて、京都府としても検討に着手してほしいということを申しあげました。その時には、国の動向を見てからということだったように思いますが、少なくとも当事者主体ですとか、当事者参加ということを考えますと、この第2の後、第3の実施方針の中には、そういう当事者主体、当事者参加というものをぜひ盛り込んでいただきたいというのが強い希望です。これは今から始めても決して早くはないことだと思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思うところです。

長くなりました。以上です。

○座長

ありがとうございました。いずれも、例えば、ユニバーサルデザインもそうですけれども、決まるシステム、それからその中で当事者の意見をできるだけ尊重するというを書き加えてもらえないかと、あるいはその点についてどのように考えられているか、昨年も似たような問題提示はあったかと思います。

○委員

そのことですが、やっぱり一言書き加える言葉が現在すごくあいまいで、企業というのはいい面、悪い面の両方があるって、やはり高きから低きに流れるという経済原理原則を外せないという面もあります。いろいろなところでやっぱり法律化されていったときに、規定を変えてしまうと、そのこと自体の結果が裏腹、プラスマイナス両方の面を持ちますので、決して障がい者の方の企業就労という前提を崩すような形で働きかけるというつもりではなく、逆にやはり現実的にできること、できないことの境をきっちり見きわめた意見を採用した形で内容を決められたり、批准されるべきだろうなと思います。そこを逆の意味で非常に危惧するという意味で少し御質問をさせていただいたのです。

○座長

はい、わかりました。今の補足を踏まえて、もし事務局からのお答えありましたらお願いします。

○事務局

昨年もそういう御提案はいただいていたしまして、もう少し具体的な動きがあればそれを踏まえた形で記述を考えたいというお答えをさせていただいたかと思いますが、特にこれは年度の方針ということもありますので、その辺の見きわめというのがやはり必要ではないかと思っています。

したがって、すぐに今の御意見によって書きかえるというお返事はなかなかしづらいところではありますけれども、そういう動きを踏まえた、今の状況を踏まえた書き方というものができるのか、できないのか、少しこちらの方で考えさせていただければと思います。

○座長

はい、どうぞ。

○委員

今日、専門的にやっていただく委員の出席が少ないので、少しぐらい別の話をしてもいいかなと思ってお許しいただきたいのですが、総論のところではやはりいつもどうしても自分自身で落としどころがないのが、例えば人権教育あるいは啓発という中で、じゃあどういうことを本当に教えようとしているのかというところが、わかっている方にも、わからない方にも非常にコンセンサスがないのが今の日本だろうと思います。例えば、少し具体的な言葉にしていくと、豊かな人間性教育とか、あるいは心の教育とかいう言葉が出てくるのですが、それはどうということですか。子供さんに聞かれたときに、恐らく百人百様で答え方が違うというのが、今、日本の中の価値観のありどころのような気がします。わかりやすいのは、功罪半ばあるのですが、例えば、宗教ということが国民の間に根を張っている国でしたら、非常に人にもものを教えるときの、いわゆる規範の基準が非常にはっきりしている。ということでいくと、日本には今それはほとんどないだろうと思います。この人間、人権ということを教えることについて、こういう具体的な積み上げとは別のところで、それを突っ込んでいくのか、あるいはもう少し教育という広い分野なのか、また別のところなのかわからないのですが、やはりその教えるべき中身というのを社会全体でもう少し表に出して行って、共通してやっぱり理解できる何かをつくっていかないと、世の中の流れ自体がその面では悪い方に今向かっているとしたら、幾らこの手当てを重ねていったとしても、やはりいい方に行かないというか、いい方に行かず方向がみんなはっきりしてないというのをすごく感じておりますので、そういうあたりは、ど

これからどう手をつけていくのか。それが最低限はつきりしないことには、人権教育ということが、一生懸命にやってもやっても実のあるところに向かわないのではないかと危惧を普段から持っています。

決して宗教を持てとかいうことではないのですが、例えば、他人の考えや意見を受け入れるといっても、自分の規範、基準を持って違う意見を肯定したり、否定したりということと違って、他人の意見ということになると、全く無理解で拒否するか、もしくは迎合していくかということしかないのです。やはり少しこころあたりで日本という国は、そのこころの核をつくらないといけないのではないのでしょうか。私も年代的に、実は道徳という言葉がつい最近まで本当に非常に拒否感が強かったのですが、改めて、けれど、そういった中身って何かなといったら、やはりよく言われるのは、道徳がだめなら徳育という言葉が最近また使われましたが、だから、教えるときに規範として、これは理屈抜きで絶対やらないといけないんだというものをもう少し世の中の的にはつきりしていけないと。本当にうそをつかないって、なぜうそをついては駄目なのかと言われてもそれは説明しようがない話ですから、駄目なものは駄目だという教え方しか、私は多分ないだろうと思います。親を大事にするとか、それから子供が勉強する、これも説明する以前にやはり当たり前のこととして人間として教えなきゃいけない。そういったことをもう少し表にクローズアップしていけないと、本当によくなっていくような感じがしないというのが率直なところです。議論したり、御意見を伺うというような話ではないので、議事は進めていただいたら結構です。

○座長

御指摘にありましたように、ヨーロッパの場合は、欧州審議会で、コンパスとかコンパスシートという、まさに資料というか、普通の人にわかりやすい言葉で人権教育のあり方をまとめたものがありますけれども、これはヨーロッパの場合、何といても、言語的にも、それから宗教的にも共通の基盤がある。だから社会的に言わなくても、あるいは言ったらすぐわかるという、そういう土台があるわけです。日本は、良きにつけ、悪きにつけ、そういう宗教的なものが必ずしも人権とつながらない状況ですので、それだけに百人百様の言い方、受けとめ方になりがちです。だから、その点を今すぐにといいことではないのですが、人権問題を考える場合は絶えず前提にさせていただきたいと思います。

○委員

今の点ではなくて少し違う点で、3ページの重点項目の一番トップのところは、こんな表現だったかなと思って、平成21年のときに比べたら大分変わっていて、何で変わったんだろうと思っていたら、先ほどの説明で、国の表現に合わせたと説明があったのですが、別に京都府が行ってきたことを国の表現に合わせる必要は、私はないのではないかと考えています。

なぜかという、今の議論にも関係するかもしれませんが、国の方針は、非常に、要するにわがままと権利主張というのをごっちゃにして書いているということがあります。「あるいは、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられ」という表現が、ここの四角の中に入っているのですけれども、人権というのはぶつかり合うことがあってしまう。被害者と加害者の人権とか。この表現は非常にまずいです。こういう表現を使うのは。だから、今さら直してもらっても何ですけれども、国の表現だからということで話せば、京都府は京都府なりの独自の人権施策を打ってきたし、同和問題の解決を目指すということトップ項目に挙げているのは京都府の特徴だと思っていますので、今後、そういうことで京都府独自の方針ということで、今後も貫いていただけたらと思います。国に合わせる必要はないと私は思います。

○座長

御要望としてお聞きいただきたいと思います。

○委員

先ほど提案させていただいたことについて、どう書き込むか難しいという御回答でしたが、この障害者権利条約は、委員が御心配のような経済を萎縮させるとか、そういうものでは全くないというふうに私たちはとらえていまして、むしろ社会の一番弱い部分をきちっと支えることで社会全体が向上していくということだろうと思っています。これは障害のある方たちにとっては国際的な憲法です。ですから、これを一番トップに書き込む、今書き込まずに、いつ書き込むのか。国が何か指針を出さない限りは書き込まないのか、そういうことでは多分ないだろうと思います。ぜひこれは書き込みをお願いしたいと強くお願いしておきたいと思います。

○座長

ありがとうございました。いろいろ御発言の趣旨を理解していただいて、少なくとも将来に向けては生かす方向で御検討をいただきたいと思います。

それでは、どうぞ。

○委員

社会の不安状況の中で子どもたちがすごくあえいでいる現場があるんですけど、そのときに子どもの人権を守ろうというところの、守られる必要があるというところが、もうちょっと積極的な記述のあり方にならないのか、今、社会の中で子どもたちが一番悲惨な環境になっていきますので、そのところをもうちょっと積極的な記述にならないのかなと思っています。そして、先ほどのお二人のお話のように、規範となる子どもの権利条約を表記できないかなと思っています。

○座長

いずれも、よろしくをお願いします。

それじゃあ、時間ちょっと超過しておりますので、各担当部局、知事室長グループに始まって警察本部まで、5分以内でそれぞれの部署にお願いしたいと思います。それではどうぞ。

○事務局

では、知事室長グループの広報課から説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料2の人権教育・啓発事業実施計画をご覧ください。1枚表紙をめくっていただきまして1ページ目に知事室長グループの所掌事務等が記載してございます。去年、おととしと余り変わりはないんですけども、所掌事務としまして、広報紙や広報テレビ・ラジオ番組等による府民への人権啓発。それから、特に、府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請ということで、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を、継続的に啓発していくということが課題として認識をしております。

それから、実際の取り組みの方ですけども、もう1枚めくっていただきまして、3ページの方になります。広報課の実際の事業は、この3ページに始まりまして5ページまで、各種の広報媒体による啓発を挙げさせていただいておりますが、昨年度と変更点はございませんので、特に変わったところだけ説明をさせていただきます。

3ページの真ん中、きょうと府民だよりの発行というところをご覧ください。こちらでいつも8月の人権強調月間、12月の人権週間で特集をさせていただくのと、ほかの月では、いつも

人権にかかわりのある記事ということでコラムの掲載をさせていただいております。

この発行部数ですけれども、こちらが毎月118万部ということで、これは今年度、21年度の当初は115万部でございましたので3万部増加いたしております。その理由は、山城広域振興局管内の15市町村のうち、平成21年9月号から、15のうち8の市町におきまして、それまでの新聞折り込みからポスティングに変更をいたしました。さきに平成18年10月から京都市内において同じように、新聞折り込みからポスティングに変更した理由と同じでございます、やはり京都市内と同様、山城地域においても、新聞の講読世帯数と実際の世帯数との間に差が出てまいりましたので、よりすべての府民の方にお届けすることが使命と考えまして、ポスティングの方に切りかえをさせていただいております。ただし、15市町村のうち、なぜ全部ではないかということですが、それぞれの市町村ごとにポスティングの入札をさせていただいたところ、8市町のみで入札が成立したという事情です。

広報課からは以上です。

○座長

ありがとうございました。それでは、次お願いします。

○事務局

続きまして、国際課です。

国際課につきましては、資料の1ページに戻っていただきまして、左上、所掌事務のところですか。ここの表現を少し変えております。21年度分までは在住外国人という表現を、冒頭、使わせていただいておりますけれども、京都府の人権教育計画に沿う形で外国籍府民という表現に変えさせていただきまして、各事業での表現も外国籍府民という形で統一しております。その他のところにつきましては、21年度と同様です。

具体的な事業につきましては、6ページ、7ページに記載をさせていただいております。21年度分との変更点につきましては、3点御報告させていただきます。

まず、6ページの一番下の外国籍府民共生施策懇談会ですが、事業内容等に変更はありませんが、20年度に立ち上げまして、20年度3回開催したものを21年度既に4回開催して報告書を取りまとめております。引き続き、22年度も4回、できる限り多くの御意見をいただきたいということで、スケジュール的にはタイトな部分もありますが、4回開催したいと思っております。

続きまして7ページです。7ページ一番上の京都地域留学生住宅支援制度です。この事業名のところで、昨年度までは住宅保証制度という名称でしたけども、住宅支援制度という名称になっております。これは細かくお話しすると時間かかりますので簡単に申し上げますと、従来までは、京都の留学生が京都の賃貸住宅に入居するための連帯保証人を確保するための制度でしたが、諸般の事情がありまして、大学コンソーシアムが連帯保証人になっていたものが、それが難しいということで、保証人制度に変えまして、いわゆる連帯保証人なしで保証人のみで、有限責任の保証人で住宅を提供していただける民間住宅供給業者さんなり大家さんを確保しまして、若干制度の変更をしたということで名称が変わっているというところではあります。

あともう1点、7ページの一番下のところですけども、外国人のための防災ガイドブック発行です。これは21年度の計画にもなかった分ですが、京都府の100%出資の国際センターの事業として、21年度の事業として、先週新聞報道にもあったのですけれどもでき上がりました、府内全域で市町村等の協力を得て配布をする予定です。

国際課につきましては以上です。

○座長

ありがとうございます。次、お願いいたします。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。よろしくお願ひいたします。

9ページから12ページまでが、私ども、職員長グループの記載となっております。まず9ページ、課題の認識につきましては、私たち公務員である京都府職員については、人権意識の理解を高めるということと、地域社会の活動においても人権問題について実践を行っていくという職員を養成していくことを、今年度の重点としております。そのために取組の方法といたしまして、人権問題研修を職員研修センターで行いますとともに、それぞれの職場でも行います。あるいは自己啓発としての人権の研修情報の提供に取り組んでいくことといたしておりますし、それから、本懇話会で御助言をいただきました人権研修ノートを一昨年から作成しておりますけれども、来年度につきましても、これの作成あるいは活用の普及を図っていきたくと考えております。

11ページ、12ページが、これらの研修の具体的なものです。センターで行う研修は、職務基本研修あるいは人権問題職場研修指導者・主任に対します研修、それから特別研修として全職

員を対象とする研修、この三つの柱で進めていくこととしております。部局研修におきましてはより地域とか、職員に関連する内容の職場研修に取り組んでいくように指導をしていきたいと思っております。また、他部局が行う研修について情報交換をしながら、関わりのある研修については部局を越えて参加をしていくようにということを周知しているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。それでは総務部からお願いします。

○事務局

総務部総務調整課です。よろしく申し上げます。

総務部の22年度事業実施計画につきましては、資料番号2の13ページをご覧ください。総務部の人権啓発の主な事務といたしましては、引き続き個人情報保護の推進です。個人情報につきましては、依然として事業者から個人情報の漏えいが発生しておりますし、一方で、個人情報に対する過剰な反応も見られているところです。

具体的な取り組みですけれども、15ページをご覧ください。個人情報保護制度の啓発の取り組みとしましては、引き続き、制度の目的や内容、個人情報の取り扱い事例などについて、府のホームページでありますとか、パンフレットの配布などによりまして周知・啓発を行うほか、府民の方々や事業者に対する説明会を行う予定としております。また、府公用封筒によります啓発につきましても引き続き行う予定としております。

以上です。

○座長

ありがとうございます。政策企画部からお願いします。

○事務局

政策企画部です。よろしく申し上げます。

資料17ページをご覧くださいと思います。政策企画部は、府政の総合的企画、調整を所管にしておりますけれども、特に、新京都府総合計画、これは京都府のマスタープランですが、このなかでは、同和問題をはじめとした人権問題を重要な課題として位置づけております。ま

た、その中で、人権意識を高めるための人権教育・啓発などについて、各部局と調整しながら事業計画の推進に当たっているところです。この計画が、10年計画ですけれども、今年の12月末で終わりますので、ただいま、この計画の後継となる新しい計画づくりを進めているところです。また後ほど、その一つの基本条例について御説明を申し上げますが、この基本条例のほか、長期ビジョン、それから中期計画、各地域でつくります地域振興計画の4本の柱を、新しい総合計画といたしまして、現在、策定を進めているところです。

資料の19ページをご覧ください。具体的には、世界人権問題研究センターの運営に対して助成を行っており、座長にも所長として大変御尽力をいただいているところですが、本年度、設立15周年を迎えておりまして、各種の記念事業を実施したり、また、府内の高校を訪問しての出前講座等にも取り組んでいただいているところです。また、設立以来の懸案事項であります施設問題につきましても、ただいま、関係機関が一体となって協議をしております、近くその方向性を出していきたいと考えているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございました。次、府民生活部からお願いいたします。

○事務局

それでは、人権啓発推進室以外の府民生活部の分について御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料の21ページから28ページです。21ページの府民生活部の所掌事務あるいは課題認識等については、昨年と変更点等はありません。三つの柱に沿って引き続き実施していきたいと考えております。

続きまして、23ページ、特に重点の一つとしております犯罪被害者等への支援活動の推進です。これにつきましても、昨年同様に、犯罪被害者サポートチームによる支援、それから犯罪被害者支援センターの活動を積極的に支援していくということにしております。

続きまして、24ページから27ページまでが、いわゆる男女共同参画、女性の人権擁護の視点で取り組むこととしている実施計画です。ポイントだけ申し上げます。

24ページ、あけぼのプランが平成22年度に改定時期を迎えますので、現時点からその取り組

みをはじめているところです。

それから、あけぼのフェスティバルにつきましては、よりきめ細かな地域展開を図るということで、今まで市内1カ所でやっておりましたものを、市町村との共同による地域開催を増やしていく方向に展開をしております、22年度もその方向で取り組んでいきたいと考えております。

それから25ページですが、女性人権擁護の観点で女性の相談事業、あるいは26ページのドメスティック・バイオレンス対策事業といったことに取り組んでおりますが、特に、26ページのDV対策におきましては、配偶者間だけではなく、若い恋人等の間での暴力、いわゆるデートDVと言われるものを新たな課題ととらえておまして、そういう若年層、特に高校生あたりを中心に教育委員会とも連携をとりながら啓発を強化していきたいと考えております。

それから、28ページが、青少年の環境浄化対策の推進です。これも昨年同様、啓発事業はもちろんのこと、各事業者、業者への立入調査を行いまして、環境浄化を実地に指導していくということや、特に、最近、問題が大きくなっておりますインターネット関係ですとか、それから携帯電話による情報関係のモラルの維持に力を入れていきたいと考えておまして、特に携帯電話のフィルタリングに関しましては、その定着に向けて啓発の強化に取り組みたいと考えております。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。次に、人権啓発推進室からお願いします。

○事務局

府民生活部の人権啓発推進室で取り組みます計画につきまして、御説明をさせていただきます。

29ページになりますけれども、人権啓発推進室では、人権啓発の総合企画及び調整、それから、人権啓発の推進を所掌事務としておまして、引き続き進めていきたいと思っております。

個別の事業につきまして、31ページからの記述になります。まず、京都ヒューマンフェスタ2010でございますけれども、引き続きまして、今年の秋に実施ということで開催を予定しております。先ほどご説明がありましたあけぼのフェスタともできるだけ連携をしながらと思ってお

ります。さらに、市町村とも連携をしながら、特に人権強調月間ですとか12月の人権週間あたりに共同した開催をしていきたいと考えております。

3番目、若者向けに昨年初めて実施をしたものですが、α-MO' Cool FESTA、これを今年も同様に取り組みたいと思っております。昨年もこの会場には、延べ数ですが、3万8,000人が来場したという報告も聞いております。そういう、特に若者中心の参加になりますので、非常にいい啓発の場になるのではないかとということで、継続したいと思っております。

それから、32ページですけれども、人権啓発のポスターコンクール、これも小・中・高校生に制作をしていただいたものをコンクールとして表彰をしようというもので、引き続き実施をするものです。

それから、人権啓発ラジオ番組、これはAM放送ですけれども、こちらの方も、恐らく来年の1月から3月ぐらいの実施になろうかと思えます。細かなところはこれからの調整になりますけれども、また、放送を引き続き実施をしたいと思っております。

同じラジオ番組、今度はFM放送ですけれども、「Voice To You」、これも継続事業になります。これも若者をターゲットにした番組の中で啓発をしていこうというところがございます。

それから、33ページに移りまして、新聞意見広告です。これも特に5月、8月、12月、憲法週間、人権強調月間、人権週間、ここを特にねらいまして、その時々の人権にかかわります意見広告の記事を掲載しようというもので、これも引き続き実施をしたいと思っております。同じく新聞意見広告ですけれども、12月に恐らく10日間連載という形で、さまざまな人権の問題につきましてコメントを載せていきたいと思っております。

次に34ページを見ていただければと思いますが、真ん中の段、学生サポーターと連携したフェスティバル等の事業というところですが、これまでの懇話会の中でも、この学生サポーター会議の取り組みにつきましては、何度か御報告はさせていただいていますが、最終的な報告として学生から三つの提案をいただいたところで、この提案をいただいた中から、コンセプトや、あるいは部分的な手法などを取り入れた形で、今年度実施をしていきたいということで挙げている項目になります。

ここで具体的に、人権啓発フェスティバルとかMO' Cool FESTAのイベントで連携と書いてはおりますけれども、まだこれもどういう形で、どういう場でできるかというのはこれからの話にはなりますけれども、府内の大学生に主体的に運営にまでかかわっていただくような形で、ぜひこの提案内容の一部でも具体化した取り組みをしようとするものです。また、

この報告書につきましては、またごらんをいただければというふうに思います。

それから、35ページ以降、ここから研修会に今度入っていきますけれども、人権啓発指導者養成研修会、まだ時期ですとか会場は未定にしておりますけれども、継続して指導者養成という観点で研修会を実施をしていきたいと思っておりますし、中ほどのところ、府内の相談機関等に係る担当職員の研修会というところでも、特に、市町村の窓口等をやっておられる方が中心になりますけれども、こういった方を対象にしたような研修会も実施していきたいと思っております。

それから3番目、京都人権啓発行政連絡協議会事業、特にここでは企業向けの研修会を実施しております。昨年度と今年度、この一般的な企業研修以外にも探偵業の方を対象にした研修を実施しております。こういうところも含めまして、引き続きやっていきたいと思っております

それから、38ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの方でも、先ほども申し上げましたような、例えば、人権ロコミ講座の記事を冊子にしてお配りするとか、NPOとの連携を図るところで作成をしておりますBooklet等々、啓発資料の方を引き続き作成を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○座長

ありがとうございました。それでは、文化環境部からお願いします。

○事務局

文化環境部について説明させていただきます。

文化環境部は、私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進やスポーツ及び生涯学習の推進に関することを所掌しております。また、府立医科大学、府立大学においては、府と連携のもと、公立大学法人において、教職員、医療関係従事者等に対する研修などを実施しているところです。

具体的な取り組みにつきましては、41ページ以降です。特に例年と変更はありません。まず、人権教育資料の作成ですが、人権教育の指導や研修を進めていく上での教職員の方々の参考資料といたしまして、人権教育資料を5,500部作成し、府内の私立学校全職員にわたるように配布する予定です。これに加えまして研修事業といたしまして、幼稚園につきましては、社団法人京都府私立幼稚園連盟とも連携しながら、園長等に対して研修を実施することとしております。

42ページです。私立の小・中・高等学校や専修、各種学校の研修事業についてです。研修内

容が学校全体に浸透し、実効あるものとなるよう取り組むこととしております。

次に43ページですが、宗教法人関係者人権問題研修です。人権問題につきまして、宗教関係者に理解を深めてもらうよう、例年同様、北部、南部、2カ所で開催するものです。

京の府民大学開設事業につきましては、府民の皆様の自主的な学習活動を支援するため、府、府教委、市町村、市町村教育委員会、大学や短期大学などが実施している講座を整理、体系化しまして、インターネットで府民の皆様に情報提供するものです。

次に、44ページから46ページですが、これが府立医科大学、府立大学分です、参考という形で掲載しております。これまでどおり、大学法人において研修を実施していく予定にしております。

以上です。

○座長

ありがとうございます。次、健康福祉部からお願いします。

○事務局

それでは、健康福祉部関係について御説明させていただきます。

47ページからですが、健康福祉部の所掌事務といたしましては、保健あるいは福祉・医療などを通じまして、府民の方々が安心・安全に生活できる社会の実現に向けまして、各種の施策の推進に努めるところであります。資料に書いてありますとおり、近年は、少子・高齢化の進展ですとか、核家族化の進行によりまして、社会的な絆の薄れといったものが出てきておりまして、子供や高齢者あるいは障害者の方々など、社会的に弱い立場にある人々へのいじめですとか虐待などでそういった方々の命や人権が危険にさらされるという事例が多発してきております。そうした中でセーフティネットの確立というものが求められておりまして、先に話がありました、ユニバーサルデザインの指針を昨年策定いたしまして、「あったか京都」というものが府民の中に浸透していくような形で、事業を進めていくことが課題であると考えております。

具体的な事業につきましては、次の49ページ以降になりますが、非常に多くの事業を書いておりますのでそれぞれの説明は割愛させていただきますが、基本的には、府職員だけではなく、市町村職員あるいは関係施設の職員さんなどに対する人権意識の高揚のための研修事業であり

ますとか、障害者月間とかに行います、弱い立場にある人々に対する理解を深めるための啓発的な取り組みをさせていただいております。また、新たな事業といたしましては、施設や関係者と協力して高齢者の権利擁護の取組に進めるための事業を取り組ませていただいているところです。

それぞれの事業につきましては、49ページから55ページまでに書いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございました。それでは、商工労働観光部からお願いします。

○事務局

商工労働観光部です。よろしくお願いします。

まず、所掌事務ですけれども、商工労働観光部につきましては、中小企業の活性化、観光振興の基礎づくり、それから雇用の創出などに取り組んでいるところです。そうした中で人権については、府内の企業さん、商工業の団体を対象に、人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図るために取り組んでいるところです。

所管事項に関する課題認識、取り組みの方向については、特に変更はありませんが、企業や商工団体に求められている諸課題はもとより、整備、地域住民や地域社会とのかかわりの中で、さまざまな人権にかかわる課題に直面する機会があります。また、企業さん自身についても、個人情報保護、公正な採用など、企業の職場の内外の事業活動について、常に人権の問題意識を持って対応していくということが必要でありますので、企業の代表者の方と、それから職員を対象に、引き続いて人権啓発の取組を推進していきたいと考えております。

来年度の実施計画につきましては、59ページをご覧ください。すべて継続事業ですので簡単に説明させていただきます。59ページ、公正採用選考啓発事業ですが、これは6月の公正採用選考推進旬間に合わせまして、ポスター、メディアなどを通じまして、企業の採用選考に当たって広く啓発をさせていただくものです。

企業内人権問題啓発セミナーですが、これは企業の人事担当者を中心に6月に府内4会場で研修会を開催しまして、あとフォローとしまして、欠席された企業を対象に9月にセミナーをもう1回設ける計画をしているところです。

60ページに参りまして、企業・職場人権啓発推進事業ですが、これは企業の代表者の方、また、商工業関係の団体役員の方を対象に、これも府内4会場で講演等を実施する予定をしております。

そして、府営工業団地立地企業人権問題研修、それから同補助事業です。これは京都府が造成しました三つの工業団地に立地いたします企業さんを対象に研修を実施することとしておりまして、それに加えて、長田野と綾部の工業団地みずからが取り組まれます人権問題研修を支援するものです。

最後に、61ページに参ります。中小企業労働相談事業ですけれども、賃金、解雇、退職勧奨をはじめとしまして、22年度は職場内でのパワハラ、セクハラ、それからメンタルヘルスなどの問題について、労働相談員や弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラーなどが電話や面接によってきめ細かい対応をする事業です。これらの事業によりまして、企業、団体、職場におきます人権意識の向上と、人権に関する諸課題の解決に向けて取り組むこととしているところです。

以上です。

○座長

どうもありがとうございました。それでは、農林水産部からお願いします。

○事務局

資料につきましては、63ページです。所管事項に関する課題認識といたしましては、農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根づかせるため、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要であると考えております。あわせて、農山漁村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくりなど、男女共同参画を推進していくことも必要であると考えております。

具体的な取り組みの方向につきましては65ページですけれども、これも昨年と同様で、京都府内の農協とか漁業協同組合、森林組合などの関係団体の役職員の方を対象といたしました人権啓発研修を、毎年テーマを決めて実施しておりまして、22年度も、北部と南部の2会場で開催することとしております。

あわせて、同じく農協や漁業、森林組合が実施いたします人権啓発事業に対しまして補助をすることとしております。

また、一番下の農村女性育成事業ですが、先ほど申しましたように、農山漁村における女性の地位の向上や、農業経営等の方針決定への参画の促進等を図るために、啓発や研修会、セミナーなど、女性の起業活動や社会参画活動の取り組みに支援をすることといたしております。

以上です。

○座長

ありがとうございました。次、建設交通部からお願いします。

○事務局

建設交通部の所掌事務につきましては、67ページに挙げておりますように、公共事業、公共施設の整備を担っているところで、それと府営住宅、それと福祉のまちづくりの推進というように頑張っているところです。公共事業の整備に当たりましては、いわゆる建設業、建設業者の皆さんへのいろいろな許可等も担っているところです。

私どもの建設交通部の所掌に関する課題につきましては、公共施設の整備に当たっては、だれもが自由にその施設を使っていただけるような、いわゆるバリアフリー化の促進というのが一つの課題です。それと、建設業というのは、地域における重要な産業ですので、この経営者の皆さんには人権意識をきっちりともつことが求められておりますので、こうした建設事業者の皆さんへの啓発、それとあわせて住宅の関係でございまして、宅地建物取引業の皆さんに対しましても人権意識の啓発ということで、この2点につきましては、次の69ページに挙げておりますように、毎年、継続的に建設業者の人権啓発研修及び宅地建物取引業者の皆さんへの人権啓発、こういったものを取り組んでいるところで、今年につきましても、継続して実施していく予定にしております。

以上です。

○座長

それでは、警察本部からお願いします。

○事務局

警察本部の所掌事務につきましては、資料2の79ページ以降を見ていただきたいと思います。警察本部における人権教育・啓発施策としましては、大きく二つに分けて、資料2の85ペ

ージにあります「犯罪の予防・犯罪被害者の支援」と「警察職員に対する研修・教養」を行っております。

まず、「犯罪の予防・被害者の支援」では、85ページにもありますように大きく三つを挙げさせていただきます。

まず一つ目が犯罪被害者の支援ということで、犯罪被害に遭われた方に対する支援活動を行っております。まず、被害者の支援として、「被害者の手引き」等の作成を行っており、支援の対象となる被害者等に対して配布しております。次に捜査過程における被害者の二次的被害の防止として、指定被害者支援制度を設けており、警察署等に配置されている被害者支援要員が、犯罪被害発生時から必要に応じて被害者等をサポートしております。その他、被害者支援に係る体制強化として、研修会の実施や執務資料の配付により、犯罪被害者支援に必要な知識等を各職員に教育しております。

次に面接相談や電子メールを活用した相談を実施し、少年相談事業の充実を図っております。また、少年相談専門電話「ヤングテレホン」では、24時間相談に対応しております。遠隔地への対応としては、南部・北部各センターを拠点に、少年サポートセンターに配置されている臨床心理士が出張カウンセリングを実施しております。

次にサイバー犯罪対策ということで、生活安全部生活経済課ハイテク犯罪対策室を中心に設置し、関係機関と連携してインターネット・セキュリティ対策学校連絡会等を通じてサイバー犯罪の未然防止に向けた啓発に努めています。

次に、「警察職員に対する研修・教養」ですが、資料2の81ページから84ページをご覧ください。82ページを見ていただければ分かりますが、先ほども申しましたように犯罪被害者支援の充実ということで、犯罪被害者支援担当者研修会を開催しております。さらに障害者の心情に配慮した警察活動を推進する施策の一環として手話講習も開催しておりますし、84ページにあります高齢者交通安全教育指導者研修会では、高齢者の交通安全教育に携わる職員や交通ボランティアの方々に対して、高齢者や身体障害者の交通上の行動特性や保護に役立つ情報を提供するため、京都市内と京都府北部で研修を2回実施しております。

以上です。

○座長

ありがとうございます。それでは最後、教育委員会からお願いします。

○事務局

よろしくお願いいたします。私の方から、教育委員会関係について説明をさせていただきます。

資料については、71ページをご覧ください。所掌事務といたしまして、学校教育と社会教育とになっておりますが、教育委員会におきましては、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえまして、本日お配りしている「指導の重点」「人権教育を推進するために」を毎年度策定いたしまして、その中で、学校教育、社会教育において、人権教育を推進する基本的な考え方を示しながら、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進しているところです。

具体的な計画ですけれども、資料の73ページをご覧ください。まず、人権教育進路保障作成資料についてであります。例年、援護制度一覧を作成しております。本懇話会の委員の皆様方からも御意見いただきまして、19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、英語版、中国語版、韓国版をホームページに掲載して充実を図っております。なお、昨年度までは、人権教育の学習資料集の作成というのを掲載しておりましたが、17年度から5カ年計画で発達段階において人権学習資料集を作成しており、今年度で、高等学校編ができましたので、小学校編、中学校編、高等学校編ができたということで、その部分については22年度を掲載しておりませんのでよろしくお願いいたします。

続きまして、人権教育研究指定事業ですが、これは文部科学省の指定事業として、研究指定校、これについては22年度から府立綾部高等学校で、また、総合推進地域事業については、21年度に引き続いて亀岡市の詳徳中学校区内で取り組む予定をしております。

続きまして、資料の74ページですけれども、これは教職員研修事業で、もう先生方も御存じのとおり、大量退職、大量採用の時代になっておりますので、府教育委員会におきましては、伏見区にあります総合教育センターを中核とした計画的、系統的な研修。また、人権学習資料集なり、当方が作成しました資料等を参考にいただきながら校内における研修。また、本懇話会の委員であります伊藤先生にお世話になっております京都教育大の派遣研修ということを中心といたしまして、教職員の人権意識の向上と指導力の向上に取り組んでいるところです。

続きまして、75ページはトータルアドバイスセンターということで、不登校やいじめなどの学校教育や、子育てや、しつけなどの家庭教育に関する悩みとか不安を抱いておられます子どもさんやその保護者等に対して、電話、来所、巡回による教育相談を実施しているところです。

続きまして社会教育事業は、昨年度と同様、人権教育指導者研修会と人権教育行政担当者協議会、また、次のページにあります学習教材・啓発資料の整備の三つの取り組みを引き続いて

行うこととしております。

最後、77ページ、78ページにかけてですが、体験活動ということで、一つは、森と小川の教室推進事業で、これは南丹市にありまするり溪少年自然の家、南山城村にあります南山城少年自然の家を活用いたしまして、自然の中でさまざまな体験を行っていくもので、その中で障害のある子どもも一緒になった共同生活を行う事業を掲載しております。

78ページは、京都府独自事業の京のわくわく探検事業で、地域社会全般で子どもを育てる環境の充実を図る事業を掲載しております。

以上、教育委員会の事業です。よろしくお願いいたします。

○座長

どうもありがとうございました。それでは、今の御報告、どの部分でも結構ですので、委員の方から御自由に御質問いただきたいと思います。

○委員

お先に失礼いたします。

2点ほどですが、最初に、障害者権利条約の話をしつこく申し上げて恐縮ですが、健康福祉部については、特に保健、医療、福祉全体を担当する部になりますので、ぜひその辺を意識していただきたいということです。あわせて、今日は障害者支援課もお見えですのでお願いしたいのが、前に障害者差別禁止条例京都府版をつくれなかつということはこの席でも申し上げましたが、今はその段階ではないという御返事がありましたけれども、ぜひそれに向けて、当事者の方々の意向を十分酌み取ることができる懇話会のようなものを障害者支援課の中につくってもらいたい。これは今後出てくるであろう障害者権利条約の批准に合わせたさまざまな取組をやっていかなければいけませんから、ぜひその準備も含めて障害者支援課として旗を振っていただきたいというのが1点です。

もう一つが、警察本部の御報告で、障害のある方の心情に配慮してと、手話技能の講習ということで、これは非常にありがたいことですが、これも前にも申し上げましたが、知的障害の方とか精神障害の方あるいは発達障害の方々のさまざまな課題も今多く出てきております。そういう方たちへの配慮、あるいは外国から来られている方々も含めて、そういう配慮をぜひお願いしておきたい。

関係しますが、今、洛東病院の跡地に東山警察署が移転し、あわせて更生相談所とか、京都

府の相談機能があわせて入るというふうに伺っていますが、今、障害のある方の問題と申すか、法律に触れる課題が非常に多く出てきております。せつかくのこういう機会ですので、警察と福祉行政が横断的に、縦割りではなくて横断してさまざまな課題に対応できる仕組みをつくっていただけないかなど。これはこの場で申し上げるようなことではないかもしれませんが、施策が伴ってこの人権というものがはじめて守られていくと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。先に委員から御質問、コメント受けまして、その後、関係部局でお答えいただきたいと思います。ほかにございましたらどうぞ。

○委員

今のことで質問でもいいですか。

○座長

いいです。どうぞ。

○委員

今御提案なされたことについて私も教えてほしいので質問ですけれども、障がい者の方の当事者制ということで障害者の権利条約のこともおっしゃっていて、その障がい者の意見なり、障がい者の思いというものが、府政に反映する手だてがないから懇話会を設けてくれということのように聞いたのですが、私が思っていたのは、盲人の方なら盲人の方、聴覚障害なら聴覚障害者の方、それぞれ団体がありますよね、聴覚障害者団体とか、知的障害者が親の会とか、そういう団体と京都府は今までどういう関係性にあったのか、あるいはそういう団体と連絡をとってやっていたように思っていたのですけれども、そういう状態ではないということでしょうか、今、提案なされたこととどう違うのか教えていただけませんか。

○委員

そういうさまざまな当事者団体もありますので、それぞれ連携をとっているのは承知しております。ただ、一つのテーマ、例えばこの場合でしたら、権利条約の批准に向けたことについて

て集中して協議するような場を設けて欲しいという、そういう要望です。

○委員

2人の会話についてですが、要するに聴覚障害の方たちがこういうことをやってほしいって府政に要望することはありますよね。そうじゃなくて、障害者権利条約を批准するということ的前提にして、例えば、京都府はどういうことをしたらいいかと、あるいはどういうシステムをつくったらいいかということについて、それぞれの当事者の方からあがっていただいたらどうかということなのではないでしょうか。

○委員

障害者差別禁止条例を千葉県がつくったときには、かなりの時間をかけて作り上げていったのです。そのプロセス、作り上げるためにいろんな団体がいろんな意見を出し合って、ある部分ではやり合って、それを積み上げていって、千葉独自のものを作り上げたと聞いているのですが、このプロセスが非常に大事ではないかと。ですから、ちょっとぶり返しで恐縮なのですが、最初の資料の実施方針の中でも、人権教育・啓発施策推進懇話会から評価と点検を得ながら各施策を実施してきたと、これは我々なのです。我々から評価と点検を受けたということですが、もっと受けるべきところがほかにもあるのではないかという思いなのです。

特に、障害の場合は、当事者の声が届いているかどうか、それを酌み取っていただいて府政に反映されているかどうかというのは、非常に大事なことではないかと思っておりますので、今まで逆に足りなかった部分だと思いますから、しつこく申し上げているのです。ですから、この最初の資料の第3の実施方針の中に「NPOなどと協働し」と書いてありますが、さらにしつこく言いますと、「NPOや当事者団体などと協働し」とか書き加えていただけるぐらいのことを要望したいと思っております。

○座長

ありがとうございました。コメントの趣旨がよりはっきりしたかと思えます。ほかの委員もどうぞ。

○委員

最近、貧困の問題ということではいろんなところで聞くのですが、その中で結構大きな貧困層

というと、単身家庭というか、母子家庭の問題があると思うのです。そう考えると、今日、いろいろとお示しいただいた中で、犯罪被害者に対する相談事業とか、中小企業の労働者に対する相談事業とかということで、どちらかというと、立場的に弱い人たちに対して相談事業を行って、そこから何らかのエンパワーメント、救済という言葉はあんまり好きではないので、支援していくということが幾つか書いてあったのですが、府民生活部が担当になるかもしれないのですが、そういう母子家庭とか父子家庭の人に対しての支援というのはどういうふうに行っているのかということをもし分かったら教えてほしいというのが1点です。

それから、これも些細なことで申しわけないのですが、警察の報告で82ページに、セクシュアル・ハラスメントの相談員研修会と書いてあるのですが、これは単純な質問で、ここに書いてあることは、警察の中におけるセクシュアル・ハラスメントの相談員さんの研修会かと思うのですが、そうすると、京都府全体、京都府の職員はたくさんいらっしゃると思うのですが、京都府全体に対してはどういうふうに行っているのかということをお願いしたいというのが二つ目です。

○座長

それでは、とりあえず御質問が出た範囲でお答えいただく中で、もしほかの委員、さらに御質問、コメントがありましたらお願いします。

まず、最初に、これは健康福祉部への非常に具体的な御提案あるいは御要望で、障害者差別禁止条例がまだ置けないとしても、例えば条約の推進に関する、地域ごとでもいいので懇話会を発足させてほしいということだったと思います。それから、もう一つ具体的に、洛東病院の跡地に、これは警察本部ですか。

○委員

東山署です。

○座長

東山署が移転する際に、それと福祉行政とが協力できるような拠点を置くことを考えてほしいと。

その後の質問で、これは私、滋賀県で委員になっているのですが、やはり貧困の問題というのが、これは景気が悪い、今やっと持ち直しを始めたというデータがあるのですが、どうし

でもそういう弱い層に風当たりが強くなるので、その一つの例として母子家庭、父子家庭に対する支援、これは全府的な問題として、それについて説明がほしいと。それから、同じようにセクハラ相談員についても、府民向けの庁内整備ではなく、一般府民についてはどうなっているのかと。どの部局からでも結構ですので、お答えいただけましたらお願いします。

どうぞ。

○事務局

失礼いたします。健康福祉部障害者支援課です。よろしくお願いします。

障害者の差別禁止条例、または障害者の当事者の声を直接聞く場の設定ということについてお答えさせていただきたいと思います。

禁止条例の関係につきましては、先ほどからもお話が出ていましたように、条約の関係の議論が国でされておりまして、その中で国内法のいろんな整備も検討をされている中で、基本的にはそちらの状況を見ていかなければいけないと考えています。同時に、一定、京都府としても当事者の声を聞かせていただきながら検討を進めていかなければいけないと考えているところです。また、障がい者、障害のある方々の声を聞く場という視点では、従来から、京都府の障がい者の施策の中で、自立支援協議会というのを京都府としても立ち上げてといますか、つくって、その中で、例えば障害者基本法に基づく基本計画、京都府の計画のいろいろな議論とか、あるいは自立支援法に基づくいろいろなサービス、計画についての議論だとかをその中で行っているところです。その中に、不十分かもしれませんが、例えば視覚障害の協会の方とか、聴覚の団体の方、肢体関係の障害者の方、また、最近話題となっています発達障害や高機能障害の当事者、またその親の方の団体にも参画していただいております、今年度も数回開催してございまして、私どもとしても、厳しく貴重な御意見をいただきながら進めているところです。今後につきましても、同様の考え方で進めさせていただくのではないかと考えています。

○座長

警察の移転についてお答えさせていただきたいと思います。これはお答えいただける限界があるとは思いますが、

○事務局

洛東病院の跡地についてですが、東山警察署が移転される予定で、4月5日の開署に向け、現在移転作業を進めています。

また、同跡地には京都府家庭支援総合センターも隣接され、少年サポートセンターも同施設内に移転し、今後、府の関係部局ともより一層連携を密にして、被害少年の支援を行っていく予定です。

また障害者の心情に配慮した警察活動の推進施策としては、警察本部主催の手話講習を年2回実施しており、それ以外の施策としましては外国の方に配慮した活動としまして、本部教養会に通訳センターを設置し、通訳を介して支援を行っているところです。

さらにセクシャル・ハラスメント相談員についてですが、これは警察職員からの苦情に対応し、内部のセクハラを防止する目的で設置されたもので、良好な職場環境を確立するために設けられたものです。

○座長

私からも2点、障害者権利条約を批准されるまでと。これは数年前ですけども、国連人権規約委員会の勧告を受けて、日本に国内人権機関を設置しなさいと勧告され、そのための法務省で自治省等々にも関係しましたけれど、審議会を設立して、これも3年ぐらい非常に慎重に集中的に検討して答申を出しました。ただ、その中に、いわゆる重大な人権侵害の一つに、マスコミの過剰取材というのを挙げたところ、これも日本中のマスコミがこぞって反対しまして、結局成立しませんでしたけれども、それは日本に委員会を置かないでもいいという理由にはならないので、その後、各政党は知りませんが、府県の状況を見ていると、中央で人権侵害に対する救済システム、機関がはっきりしないと、自治体としては動きにくい、やれることに限度がある。もちろん相談業務の拡充というような形でそれはできるのですが、同時に、国際的に受けた勧告を実施するよという声は、自治体からあげるということも重要であって、同じことは障害者権利条約の批准についても言えるのではないかと、それが一つ。

それから、セクハラというのは、警察内部で、もちろん女性の職員もおられるとは思いますが、そうだけでなく外部でセクハラを受けた人に警察としてどう対処するか、これは従来からされていると思いますけれど、恐らく御指摘はそういうことではなかったかと思えます。念のためにつけ加えておきます。

ほかに委員から何か。

○委員

話が全く変わりました、商工労働観光部に大変お世話になっている皆さん方で、京都の場合は相対的には非常に積極的で、いい施策をやっておられると評価はしているのですが、私どもの立場で今ともかく一番気になるのは、職業能力開発という面なのですが、特に若い世代の貧困化ということが言われて、そのとおりなのです。ただ、企業の立場からということではなく、社会から見たときに、一つは、実際は就業先、仕事はあるけども、能力が伴わないのでやはり働いていただけない面。それから、もう一つは、仕事はあるのだけれど、非常に若い人は敬遠されて、就業意欲がないという面があります。ちょっと企業の立場で申し上げにくいのですが、こういう面があるのも事実でして、結構大きな問題で広がっていると私は認識しています。後者の方というのも問題なのですが、前者のこの能力の問題からいくと、やはり今現在、国及び地方行政がお持ちの能力開発の現場をもっともっと拡充して、身近なところでやっぱり広げていってほしいということなのです。

これも一、二年先のことになるので先取りし過ぎるかもしれませんが、昨年の秋口に政権交代した後、流れがもう一遍に決まってしまいました。ところがなかなか国は、いずれ、どのみちこういったポリテクセンターみたいなものを推進しないといけないはずなのですが、地方行政の方で受け入れるというような単純な流れにならないということをこの半年ほど経験してしまっていて、ところが、今、国の方は一歩進めて、人の問題がありますので、例えば、これは間違っているのかもしれませんが、いわゆる人員の何割以上を地方が引き受けていただければ、2年間の運営経費は国が当分見ますとか、ただ同然で施設は結構ですとか、いろいろな話が出てきつつありまして、実際、それ行わないと国はもたないということになると思うのです。

そうすると、今度、地方側の考え方なのですが、今の京都府は京都府で職業開発能力学校を持っておられる。それから、雇用・能力開発機構さんも長岡を中心に持っておられる。これが今並行して、今現在も、私どもから見ると、何とかここは一本化してもらって、効率的に、しかも場所、機会を増やしてほしいということなのですが、さっき、国から地方の流れという中で、京都府が、この問題というのは、まだ具体的に突きつけられた問題ではないということでもあろうかと思うのですが、流れが大体決まってきますので、基本的なところでどういう考えで取り組まれようとしているのか、もしあれば教えていただきたいし、逆に言うと、どういう姿勢で取り組まれようとするのかということをお聞きしたいと思うのですが。

○座長

ありがとうございます。健康福祉部、まずお願いします。

○委員

すみません。母子家庭の問題ですけれども、この事業実施計画には挙げておりませんが、母子家庭に対する支援に関しましては、健康福祉部の家庭支援課というところが所管をさせていただいています。その中で貧困という言葉もありましたので、母子家庭に対しての貧困ということに関しましては、まず、一般的に生活保護というセーフティーネットもありますが、それ以外に、母子寡婦というものに対する生活資金の貸し付けといった制度もありまして、保健所、市町村、社会福祉協議会等がコーディネーターというか、相談先になりまして、対応をしているところでございます。

また、母子家庭につきましては、その生活困窮の根本、原因を分析させていただきますと、まず、先ほどの意見にもありましたが、就業ができていないということが多くありまして、その就業に向けた職業訓練ですとか、そういったものに対する支援を行い、自立支援をしていくという施策を行っているところです。

以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。それでは商工労働観光部からお願いします。

○事務局

商工労働観光部です。能力開発の関係でございますけれども、ポリテクセンター等については、雇用のセーフティネットとして国が責任を果たすべきとの考え方で、国の運営する施設の存続をしてほしいという要望をしております。それから、職業訓練の関係ですけれども、御指摘のように確かに、働きたい者と企業のニーズとのマッチングがうまくいってないというところがあると思いますので、来年度は、府立高等技術専門校の再編を行うこととしておりまして、そういう部分の mismatches の解消を図っていくようなことを考えております。あと、京都ジョブパークでは、職業の選択に当たって、きめ細かなカウンセリングを実施しまして、その方のニーズに合った、若年者のニーズに合った職業に就いていただけるよう支援しております。

それから、新卒高校生の就職難に対し、就職が決まらない新卒の高校生を6月まで雇用して、

職業訓練をすることによって就職に結びつけていくというような取り組みを進めているところ
です。

以上です。

○座長

ありがとうございます。それでは、ここで休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

○座長

それでは時間が参りましたので再開させていただきます。

次第をご覧になりますと、あと意見交換のテーマが二つありまして、一つは「明日の京都」
ビジョン、これは前回御報告いただいて、皆さんからコメントはいただいたと思います。それ
から、人権教育・啓発施策等についての府民意識の把握、これはフォローアップ調査と思いま
すけれども、前回、委員から御質問がありましたので可能な範囲でそれを検討したいと思いま
す。それと御報告を受けるのが二つ、これは新しく設けられた自殺ストップセンター、それか
ら、先ほどの御報告にもありましたが、人権啓発フェスティバルと、以上4つのテーマが残っ
ております。

それでは、最初、「明日の京都」ビジョンについてお願いします。

○事務局

政策企画部です。よろしくお願いします。

まず、「明日の京都」についてでありますけれども、これにつきましては、先ほども御説明申
上げましたとおり、新京都府総合計画の次の計画ということで進めております。今年末まで
で計画が切れますので、新しい計画づくりをしているということで、前回、11月18日に開催さ
れました第13回の懇話会でも、その概要につきましては、現在の検討状況を御報告させていた
だいたところでした。現在、委員会等におきまして、さらに、検討を続けているところで、おおむ
ね6月をめどにその原案をお示しした上で、府民の皆さんにも意見をお聞きして、最終的に12
月末には決めていくという形で考えています。本日は、そのビジョンの中の一つの柱でありま
す行政運営の基本理念・原則となる条例の状況につきまして、前回の御意見を踏まえた修正の
状況を、御報告させていただきます。

資料3をご覧いただきたいと思います。

これが、現在、検討を進めております検討報告書の案で、過日、最終案として府議会の方にも報告させていただいたものです。実は明日、最終報告書が外部の検討委員会から知事に報告されることになっておりまして、本日お配りしておりますのは、その報告書と同じ内容になっております。前回の懇話会では、お示しいたしました中間案の中に人権の考え方につながる言葉は使われているけども、人権の言葉そのものが一つも出てこない、これはどうかという御意見とか、あるいは行政の根幹は、府民一人一人の人権の実現であるとか、あるいはぜひビジョンの中で人権が府政推進の根幹にあるということを示してほしいと、そういった意見をいただいたところでもあります。

この意見に基づきまして、外部委員会にも御相談をし、また、府の内部でも検討を加えまして、資料3のところにあります、三つの基本理念ということで、府政運営や地域づくりの根幹となる基本的な考え方を挙げているところですが、その①が、実は我々が当初考えていた人権をもとにした考え方でした。ここにはユニバーサル社会の実現でありますとか、あるいはノーマライゼーションの考え方がありますとか、あるいは共生の考え方、そういったものを折り込んだつもりでありましたけども、実は人権という言葉自身は使っておらなかったわけです。

我々としてしましては、懇話会の意見を受けまして、人権につきましてはこうした三つの理念につながる条例制定に当たっての土台となる考え方であると整理をいたしまして、具体的な基本条例の中では、資料3の中盤にありますけれども、前文の中でそういったことを明らかにしていきたいと考えております。二重丸で前文というふうに書いていますが、その4つ目の基本条例制定の前提（土台）となる考え方として（個人の尊厳と人権の尊重など）、そういったものを規定していきたいと考えているところです。

検討報告書の中では、こうした考え方のほか、府民がみずから主役となり、地域の魅力を高めるといった考え方なり、あるいは多様な主体がともに役割を担うという、いわゆる新しい公共のような考え方、そういった三つの基本理念をもとにいたしまして、その資料3の裏面にあります5つの行政の行動原則を示していきたいと考えております。例えば、府民が起点となる行政でありますとか、あるいは府民から信頼を受ける行政でありますとか、あるいは参画と協働を尊重する行政、市町村等との連携・協力を深める行政、そういった行動原則を示していきたいと考えております。

さらに、府民の権利なり、議会との関係、あるいは知事なり職員の責務、さらには、こういった基本理念・原則を生かす制度・手続等の基本についても、同じ条例の中で示していきたい

と考えておりました、明日、報告を受けます検討報告書に基づきまして、条例案の検討に入っていきたいと考えております。また、ほかの長期ビジョン、中期計画につきましても、現在、懇話会の意見をもとにいたしまして、それぞれ個別具体的にどういうふうに人権の考え方を、ビジョンなり計画の方に折り込んでいくかということについて検討を深めているところで、また、次回の懇話会で報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○座長

ありがとうございました。何かコメントありましたらよろしくお願いします。

それでは、ないようでしたら次の問題に進ませていただきます。先ほども触れましたが、平成13年に府民の間に人権の考え方がどの程度浸透していかの調査はされたのですが、それ以後されていないと、この問題について御説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。

前回の懇話会で委員から、その調査の必要性などをお話いただきまして、前回調査を平成13年に実施をしているということでしたけれども、これまで、この懇話会でこうした調査につきましては、特に御説明する機会もありませんでした。

まず、前回、平成13年度にどういった調査の実施をしたのかというところにつきまして、少し簡単にはなりますが御説明をさせていただきたいと思います。資料4をご覧くださいと、はじめに調査の概要というところがあります。まずこの調査目的ですけれども、人権教育のための国連10年京都府行動計画、これに基づくさまざまな取り組みの府民への浸透状況を把握し、今後の府における人権教育・啓発を効果的に推進するための参考資料とするということで、浸透状況調査と言えるようなものになります。

調査の対象としましては、京都府内在住の満20歳以上の府民ということで、京都市を除くということです。調査の実施をしました時期というのが、平成13年3月から4月にかけてということです。抽出の調査でして、標本数は1,500人。調査方法につきましては、郵送をし、さらに回収をするという方法です。1,500人に対して調査を実施しまして、回収状況というのが790人、全体の52.67%でした。

この概要にまとめております個々の部分について御説明する時間が余りありませんので、あ

わせて、資料番号はつけておりませんが、調査票というのを一緒にお配りしているかと思えます。どういう調査をしたかというところで、まず調査票の最初、これは人権問題についてお尋ねしますということで、問1から始まりまして、4ページまで、問13までお尋ねをしています。次に、人権教育・啓発についてお尋ねをしますということで、問14から問17まで。次に、人権尊重の取り組みについてお尋ねをしますということで、問18から20まで。最後のページになりますけれども、これは属性を聞いておりまして、最後にあなた御自身のことについてお尋ねします。こういう組み立てによる調査であります。

この属性につきましては、この回答が790あったわけですが、特に男性が379、女性が385、ほぼ半数程度の回答をいただいておりますし、年齢的にも、特に50代、60代が多かったわけではあります、ほぼ20代から10%代、50代、60代だけが20%ぐらいという平均的なところの数字が出ております。

地域的にも、北部、中部、南部と分けて整理をしているのですが、ここに書かれていますように北部地域のエリア、中部地域のエリア、南部地域のエリアに分けて抽出をしております。北部地域から236名、中部地域からは94名、南部地域からは437名という回答をいただいております。回収の数字にばらつきがありますのは、それぞれの対象人口の違いでありまして、お手元の標本数の部分で既に差がありますので、おおむね5割前後の回収率という形になって、地域的なばらつきもそんなになかったと思っております。という調査を平成13年に行っております。以後、今日までこういった形の調査については実施をしております。

あと一つだけ補足をおきまして、もう一度資料の4にお戻りをいただきたいのですが、この四角く囲んであるところ、中に、H5府民意識調査というのと比較をした形になっております。これは平成5年度に調査を行っておりますけれども、これは同和対策の特別対策の時期でありますので、同和対策解決のための基礎資料を集めるという趣旨に特化した調査を行っております。該当する、比較検討ができる部分につきましては、部分的にこういう形の記載をしているということは御理解をいただきたいと思えます。すべての項目についてこういう形でまとめているわけではございませんけれども、そういう部分があるということです。個別の部分について説明しはじめると時間もかかりますので、これぐらいにとどめさせていただきたいと思えます。

以上です。

○座長

ありがとうございました。ただいまの御報告に対してコメント、御質問ありましたらお願いします。どうぞ。

○委員

私たちのこの会議も人権教育と啓発というものがうまくできているか評価するための会議なのですけれども、なかなかその会議の評価が難しいということで、私たちもいろいろな形で議論させてもらっているのですが、言ってしまうとこういうアンケート調査とか、世論調査みたいな調査をやはり数年おきに実施していただくと、マス、大ざっぱな状況はつかめるというふうに思っているのですが、その質問項目がいいかどうかという問題もかなりあるとは思いますが、経年変化ということで、同じ調査でも構わないから、一番安い方法でも構わないからやってもらえたらと私は思っています。ほかの委員がどのように思っているかむしろお聞きしたいというのが、私の意見です。

○座長

わかりました。もし、ほかの委員からコメントありましたらどうぞ。

○委員

調査の必要は委員が言われたとおりで行うべきだと思います。この人権の問題というのは、問い方とか答えの中身が非常に微妙だと思いますので、いきなり、別に悪いというわけではないのですが、最初の設問で、意識があるかないかというのは、ここにあるように、少しあるを入れると60、70、80になって、府民の意識が高いという結果の表現になるのですが、問われればそう答えるという部分がすごく大きいと思いますので、細かな設定できないというところもあるのですが、本当に日常的な関心のある方と、それから事に応じて、あるいは言われればないとは答えられないから少しあると、このあたりも少し、もうちょっと分けて判断できる質問様式に移行していただいたらありがたい。これは今、このデータが既にこの三つであるはずですから、それを見ればいいんですけれども。

それと、ざっと見せていただいている、例えば就職とか仕事とかいうところで行くと、2つ目当たりのところに、就職試験と母子家庭で、もうこれはそうであれば差別だというのははっきりしとるのでいいんですけれども、2つ目の男は仕事、女は家庭というので、多少、私も誤解してしまっていて、世の中の的にはどんどんこれは否定されていっていると最近まで思い込んでい

たのですが、意外といろいろなデータ見るとそうでもない、これは少し逆行しているというようなデータも最近見受けられるので、これはいろいろな面でもう少しはっきりとした、確信の持てるデータが欲しいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○座長

ほかにもありましたら。どうぞ。

○委員

私も必要だと思っています。それと、この間、福知山の人権フェスティバルに行って、働きかけとか自分もそれを書いてみてというところで、そのアンケートを書くことによって自分がそのことをどう捉えているとか、府民の人たちが、自分たちがその人権に関して問われたことにどう意識しているとか、自分の感覚がつかめるというのを書きながら感じましたので、そのことにも、啓発にも意味があるのかなと思ひながら必要と思っています。

○座長

それでは、もし事務局から何かお答えになる方がいらっしゃいましたらお願いします。

○事務局

今、委員から必要があるという御意見をいただきました。できるだけ安くてもいいというお話もありましたが、予算上の問題ですとか、体制上の問題ですとか、問い方等の問題提起もありましたので、それも含めましてこちらで検討をさせていただきたいと思ひます。

○座長

調査会社というのはかなり一律に行いますので、やはりせつかくデータがあるのでしたらそれが生きてくるような、あるいは今の御指摘を踏まえたような質問を事務局でよく検討していただいて、もしやるとすれば、従来のものにないような側面が出てくることを工夫していただきたいと思ひます。

それでは、次に自殺ストップセンターについてお願いします。

○事務局

自殺ストップセンターについて説明させていただきます。お手元の資料5をご覧ください。

京都府では、平成21年10月に自殺ストップセンターを伏見区の京都府精神保健福祉総合センター内に設置いたしました。あわせて保健所、分室も含めまして8つあるのですが、そこをサブセンターとして位置づけまして、面接などのきめ細かい対応をすることといたしました。

この特徴の一つとしましては、4の事業内容（1）のところに書いてありますけれども、電話相談などの相談活用です。府内どこからでも通話料無料のフリーダイヤルといたしまして、南北長い京都府で地域格差がないように対応することといたしました。

特徴の2つ目は、（2）に書いてありますが、いのちのサポートチームです。自殺の原因、背景といったものには、最近の調査では平均で4つあると言われております。うつなどの心の問題と同時に、例えば多重債務あるいはリストラ、生活苦等といった問題を抱えておられます。そうした問題に今までは窓口の連絡先を紹介するだけでしたけれども、それに対して法律家ですとか、あるいは精神の専門家医などが一体となって対応し、相談者の方が専門的な相談を受けやすくし、迅速な解決をねらったものです。

資料の2ページ目にストップセンターの相談件数を紹介しています。開設から4カ月の相談件数のトータルは279件となっております。1日の平均は、逆算しますと、2から4件というところですが。現在のところ、せっぱ詰まった状況の方はいらっしゃらないようです。その中で、次の表に書いてありますけれども、半数程度が2回目以上という状況です。地域的には、京都市内など南部の方が多いという状況です。

相談内容から背景を分析いたしますと、一番下の表ですけれども、精神などの心の問題の関係で合計163件、パーセントにしまして48%、半数近いと。これは設置場所が精神保健福祉総合センターという関係もあるかもしれませんが、48%と半数近くです。電話のやりとりを聞いてみますと、経済面の問題を抱えておられる方も多いという状況があります。

資料3枚目が自殺者の統計的な調査です。一般的に平成10年に急増をして以来、高どまりが続いているというふうに言われておまして、全国的には平成10年から年間3万人以上の水準、京都府内では500人から600人といった水準で推移してきております。

その中で具体的な状況を探ってみますと、例えば、真ん中の表で年齢別自殺者数ですけれども、歴年で166人が65歳以上の方、26%というふうな状況でございます。続いて50歳代が109名で17%、40歳代、30歳代の方が92とか94とかいった数字で15%程度ということで、高齢の方が多いのとあわせて、いわゆる働き世代の方々の自殺者が多いというのが一つの特徴。これは京都府だけの傾向ではなくて、全国的にもこれと同様の傾向が出ております。

また、原因・動機のところの平成19年のデータをご覧くださいますと、一番多いのが健康問題ですけれども、その中でも精神疾患が多いという状況が出ております。187人23%ですから、おおむね4人に1人が精神疾患を持っておられたということで、そのほか、やはり経済的な問題であるとか、その辺が多いという状況が出ております。こういった状況から京都府におきましては、今後もこうした部分にポイントを置いて取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○座長

ありがとうございます。何か御質問、御指摘ありましたら。

実は、私、滋賀県で小さい市ですけども、こういう問題に関わったときに、例えば介護の問題、介護疲れ。これは介護をしてもらう側の人権であると同時にする側の人権という側面が非常に強いので、当時はまだ今ほど福祉事業を社会一般でと政府が奨励している状況ではありませんでしたので、どうしても老老介護、70代の長女が90代の親の面倒を見ると。問題の解決にはならないかもしれないけれど、介護で苦勞している方同士が、寄り集まって情報交換できるような場所があるというのは、非常にそういう人たちにとっては心の癒しというか、またやろうという気が起こる、これはそんなにお金をかけなくても、府の方で積極的に地域でそういう場を設けられたら、それでかなりの程度、少なくとも自殺の防止とか、うつ病になるのを食い止める役割はできるので、他府県の類似の事例も検討なさっているとは思いますが、個別にそういうきめの細かい対応をすることで相当食い止められる状況はあると思います。だから、せっかくこういう専門家のチームをつくられるのだったら、そういう人たちの意見も聞いて、どういった予防策、軽減策があるかということをお考えになるといいのではないかと思います。

○委員

チャイルドラインにかかりますこういう電話でも、やはり自殺についての内容があります。そういう意味では、こちらの方は20歳以上のデータですけど、毎日1.4人の子供が自殺をしているという2007年度の警視庁統計資料もあるように、かなり危惧を覚えながら対応をしています。

それと3月2日ですが、研修会がありまして、私も参加させていただきまして、満席になるような参加率で、それぞれの団体が自分たちの質の向上も含めてかかわろうとしている意気込みは感じました。あと、ただ、民間団体とかも、そのときはその研修の場に参加するというこ

とと、それから資料を介しまして、私たちのラインの電話番号も記されているとか、そういう状況も把握しましたが、まだまだ各団体間の交流、中身を満たせるために何が必要かというような意見交換が必要だろうと思いつながら参加していました。

○座長

ありがとうございます。ほかの委員、コメントありましたらどうぞ。

原因の中には府のレベルで解決がしにくいものもたくさんあるし、それから、日本全体が高齢化社会に向かう中で健康とか、これはもちろん生活にも関係してくるのですけれども、家庭の中で問題が起こるにしてもそれぞれ特色があると思うので、その意味で繰り返しになりますが、きめ細かい対応がせつかく組織をつくられるのであれば、よりよく効果が上がるのではないかと思います。

はい、どうぞ。

○委員

大事なセンターを開設していただけてありがたいと思います。今、うつ病の状態にある方が4人に1人というようなことも言われる中で、例えばホームレスの方とか、年越し派遣村という言葉も話題になりましたが、あの方たちのかなりの部分が、そういうメンタルな点でケアの必要な方だと聞いておりますけれども、このセンターがオープンして、その専門機関につないで命が救われたというケースもあるのだらうと思いますが、保健所ですとかさまざまな機関ですとか、このケアをしていく仕組みがどういうふうになっているのかというのを教えていただけたらと思います。

○座長

それでは、今までいろいろ出ました中でお答えいただける部分をお願いします。どうぞ。

○事務局

いわゆる専門家にいかに上手につないできちっと対応できる仕組みになっているのかということでもよろしいでしょうか。特に決まったルールというのは、ないのですけれども、基本はまず電話相談を受けまして、その中のいろいろなやりとりの中から背景を探りながら、面接がやはり必要かなという方をまず面接につないでいって、その面接をする中でやはり専門家の支援、

例えば法律問題とかがその方にとって、その方の今の心の負担にとって一番大切である、重要であると判断された場合に、そういった専門家に来ていただく、あるいは専門家のところに同行をして相談させていただくということで考えております。その後も専門家につながっていくような場合には、手当てができませんが、最初の入り口の部分をきちっと迷わないようにつながせていただくというスタンスで考えております。

それと、先ほどきめ細かな対応というところですが、京都府だけでできることにはもう限界があります。現在、市町村にもどんどん自殺対策の取り組みを進めてもらうように、やはり市町村が一番きめ細かな、行政機関として対応ができると考えておりますので、そういった働きかけと同時に、必要な財政的な支援についてはしていくという枠組みを現在こしらえております。

また、いろいろな相談機関、先ほど高齢者の方の例も出ましたけれど、いろいろな相談機関で自殺に関係のある方々が、かけてこられる可能性というのはたくさんあるかと思うのですが、一方、個別にその相談機関に、例えば自殺の関係者のネットワークと一緒に入りませんかと呼びかけても、いやいや、私のところは自殺の相談の窓口ではないのですということでよく断られる場合があります。私どもとしては、やはり委員の皆様がおっしゃったような視点で、メインは自殺ではないかもしれないけれども、いろいろなところで自殺を考えている方、あるいはされるかもしれない方の相談が入ると考えて、できるだけそういった地域地域で相談機関のネットワークをつくる、あるいはその研修会を開いていくということで進めていきたいと考えております。

○座長

ありがとうございます。自殺というのは命にかかわる問題であり、人権の一番基礎は命なので、それを広い視野で庁内の意識の共有をぜひお願いしたいと思います。

ほかに何か委員からありませんか。はい、どうぞ。

○委員

今の委員からの質問に対して答えていただいたのですが、今ひとつまだよく分かりませんでした。まず具体的にいうと電話が来ます、その電話を受ける方というのは、いわゆるカウンセラー的な方なのかどうか。そのカウンセラー的な方が判断されて、のちのサポートチームというところに連絡が必要だったらする。あるいは面接しましょうかという形でまずはその方、電

話を受けた方が面接をするという、そういう説明をしていただけませんか。よく分かりませんでした。

○事務局

電話を受けるのは、心理関係の専門職のスタッフが受けます。その中でそのカウンセラーは、面接が必要と判断した方、あるいは、少し時間的にゆとりがある場合には、スーパーバイザーといますか、広い立場で相談者の相談にのる方に相談しながら、方針を決めていって、次のステップとして面接。面接も当然、基本的には電話相談を受けたカウンセラーが面接をさせていただく。その後、サポートチーム、専門家につなぐのは、具体的に連絡をとるのはそのカウンセラー、あるいは、これは精神保健福祉総合センターの中に配置していますので、そのセンターの職員で、サポートチームの専門家に来ていただく日程などを調整する。

ですから、電話相談受けて、次の、面接の日は、早くても2，3日、場合によっては1週間後ぐらいになるかもしれませんが。その後、サポートチームとの話し合いは専門家や、相談者の都合により、2，3日後とか、1週間後とかに設定をするというふうに思っております。

現在のところ、サポートチームにつないだ例というのはございません。もっぱら心の部分の相談が多いという状況です。

○委員

現在のところ、つないでいないと言ったので分かったのですがけれども、要するにカウンセラーというのは、何でもかんでも全部心の問題に押し込めてしまう人が多くて、例えば経済的な背景があるのでうつになっていると。うつは専門だけれども、どうしたら就労に結びつけられるかどうかという、根本的な自殺の原因についてカウンセラーは知識を持ってない。だから、そのカウンセラーが上がってきた案件をどういうふうにつないだらいいのかということをだれがサポートするのかなと思ってお聞きしたのです。

だから、私なんかも人権相談を受けるのですがけれども、すべてできるわけではなくて、そういうとき私の悪いことには、それは人権の問題じゃないから心の問題だからカウンセラーの何々のところに行つてと言うんです。そうしないと動きがとれないからということもあるのですが。要するに、たらい回しに結局なってしまう。ということで、その当たりがどうなっているのかなと思ひ聞いたのです。でも、これから事例があれば関係につないでいくと一応理解しま

す。

○事務局

ありがとうございます。

現在、ストップセンターを設置しておりますのは精神保健福祉総合センターという行政機関です。それが、いわゆる一般の町中のクリニックとかカウンセリングルームとは違うところで、常日ごろからいろいろな相談に対して、支援機関とのネットワークとか、あるいは社会資源の情報を持って対応しており、そうしたところにつないでいくというスタンスでのカウンセリングを行っております。

○座長

ありがとうございます。相談というのは、相談しやすいということと、したらきちんと結果が返ってくる、そこが大事ですので、よろしくお願いします。

それでは最後、人権啓発フェスティバルの説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料6をご覧ください。21年度の人権啓発フェスティバル関係の御報告をさせていただきます。

これまでに予告という形ではこの懇話会の場でも説明させていただいておりますので、その結果という意味で御説明させていただきます。

市町村連携フェスティバルということで実施をいたしましたのが、宮津市と、それから長岡京市、裏面の大山崎町、向日市、福知山市の5会場で実施をしております。それぞれに結果、参加人数も入れておりますけれども、個別にというよりは、すべての会場につきまして人数を見ていただいても分かりますとおり、会場のキャパがそんなに大きくない中で非常に多くの方に御参加をいただいたということです。それぞれのところで、京都府と、それから市町村の連携というだけではなくて、NPOにも参加いただきまして、広い内容、また広い世代、府民に広範囲に啓発ができたのではないかと考えております。

以上です。

○座長

ありがとうございました。委員から御自由にコメントがありましたらお願いします。

○座長

それでは、今日、御報告いただいて、我々それに反応しましたが、もう一度後から考えたらこういう問題もあったとか、あるいは、これを言い漏らしたとか、そういうことがありましたら、委員から御発言いただきたいと思います。

○委員

先ほど、今年の春の新卒の高校生を京都府で手厚く対応されているということについてはお礼を申し上げたいと思いますし、既に昨年9月、10月の時点で、この着地数字は予想されていきましたので、再度の御要請が府からも市からもありまして、実際、受け入れ事業所の方のキャパをあげてくれないことにはどうしようもないので、今度の施策は、非常に私はヒットだろうと思いますので、お礼申し上げたいと思うのですが、少し気になりますのは、全体人数が間違っているかもしれませんけども、もし1割の該当者がいたら280人ぐらいかな、で実際に就職を望まない方もたくさんおられますので、一応定員が100名と聞いていたのですが、それと各高校に、一応定数割りで割り振られたと、その辺がよかったかなと、いいのかなということがありますが、結果的にこれも情報が間違っていたら訂正いただきたいのですが、とてもじゃないけど100名の学校側の推薦者がいないという話も聞いているのですが、それは背景的にはどうなのか、せっきく京都府がこの施策を実施されたので、もし学校側に本人の資質能力と企業に就職できる可能性とを天秤にかけて絞り込まれているのならせっきくの施策がもったいない。これも推測を前提に話しているのですが、そのあたりの実態を教えてほしいということが1点目です。

それと、先ほどの派遣村の話が出ましたが、それは同じことですね。先ほど、休憩時間に商工労働観光部の方から教えていただきましたので、蒸し返しはしませんけれど、要は小さな政府というものはっきり方向が決まっていますし、独立行政法人を仕分けにかけるというのははっきりしています中で、雇用能力開発機構は非常にはっきりしているということです。ところでん式に政府は安売りをせざるを得ないだろうという推測が前提になっていましたので、それをお断りしての話ということになります。要は国がもともとやっているよりは、やはり地方行政の一番現場に近いところでこの職業能力サポートを行っているのが一番いいので、どうい話になっても前向きに取り組んでいただきたい、ぜひそうしていただきたいというお願いで

す。民営化、民間化ということが何事にも絡むのですが、お金があつて職業能力教育を幅広い意味で受けられる方というのは何でも自分でするので、それは民間さんのビジネスの仕事ですけど、やはりここでの対象者というのはお金がなくて教育を受けられない境遇の方に、やっぱり企業人としての最低資格を得ていただくということです。これは行政でないとできない仕事という範疇の中で行っていただければと思います。

○座長

ありがとうございます。ほかに委員の方から御発言ないですか。

○委員

先ほどの自殺ストップセンターの関係でいうと、今のお話にもありましたが、今、職場でうつ状態の人がかなりおられるのですね。御本人も大変しんどい状況ですし、周りの同僚もしんどい状況があつて、専門医のアドバイスとかさまざまな手だてをしてもなかなかすぐに解決するものではないと。これは御本人にとっても非常につらいことですし、職場にとってもマイナスになっていくということで、ぜひそういう働く世代の皆さんを支援する仕組みというのでしょうか、先ほどの自殺防止の関係もあります。そういう一つの何か解決する手だてのようなものがある程度見えるようなところまで、やはり行政として取り組んでいただけたらありがたいなと思います。

○座長

ありがとうございます。それでは、まだ御意見、御質問があるかと思うのですが、あと思いつかれましたら、事務局へいつでも御連絡いただきたいと思います。いろいろ出ました御意見を将来に向けての、あるいは現状改革という中で府政に生かさせていただきたいと思います。